


減 免 規 定 案

減 免 事 項	減 免 率	備 考
市が公用で使用する場合	10 / 10	
社会教育関係団体が本来の活動のために使用する場合	10 / 10	<ul style="list-style-type: none"> ・市の文化協会及び体育協会が主催する場合 ・スポーツ少年団及び子ども会で中学生以下の教育育成を目的とする団体。(指導者を除き構成員の80%以上が中学生以下の団体)
	5 / 10	<ul style="list-style-type: none"> ・市の文化協会及び体育協会に加盟する団体 ・上記の加盟団体に登録している団体 ・PTA活動(石狩市役所1)(通常は、学校施設の使用に関する規則で学校施設を無料で使用しており、一般の公共施設使用の場合は、他の社会教育団体と同様とする。)
市内の小・中学校及び幼稚園並びに保育園が公用又は公益で使用する場合	10 / 10	<ul style="list-style-type: none"> ・公用及び公益とは、教育及び保育目的として、児童生徒及び園児を対象とした行事に使用する場合
市長が別に定める福祉関係団体が本来の活動に使用する場合	10 / 10	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の団体で市に申請し登録された団体 ・の申請、登録については、保健福祉部で行い登録認定後、各施設に通知する。
自治会・町内会が使用する場合	10 / 10	市連合町内会連絡協議会が使用する場合
	5 / 10	その他の自治会・町内会が使用する場合
一般開放で中学生以下が使用する場合	10 / 10	
一般開放で身体障害者等(介助者を含む)が使用する場合	10 / 10	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者等には知的障害者及び精神障害者を含む ・身体障害者が構成する団体 ・身体障害者手帳又は療育手帳等認定を示す書類の提示で確認
その他市長が認める場合	10 / 10	公益性が認められる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・国及び他の地方公共団体が市民を対象にした事業を主催する場合 ・中体連及び中文連における実行委員会(全市的な活動の場合) ・自治会・町内会が主催する敬老会
	5 / 10	上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・高校、大学が教育活動の一環として使用する場合

通常は、学校施設の使用に関する規則で学校施設を無料で使用しており、一般の公共施設使用の場合は、他の社会教育団体と同様の扱いで問題ないと考えられる。ページ : 1